洗足学園音楽大学入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

改正　令和７年３月５日

（目的）

第１条　この規程は、洗足学園音楽大学入学者選考規程第３条第３項の規定に基づき、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）その他必要な事項について定める。

（入学者受入れの方針）

第２条　本学の入学者受入れの方針を次のとおり定める。

大学
本学は、「理想高遠 実行卑近」を建学の精神とし、「主体的な学び」を実践することで、豊かな人間性と実行力を備え自立した人間を育成することを目的としている。 建学の精神と教育目的を理解し、音楽の探求により、高い芸術性、専門分野の知識・技術を修得するとともに、自らの演奏・表現能力を高める意欲を持つ人材を、広く求める。

音楽学部
（１）基本的な音楽知識・演奏技術・表現技法を有し、将来的にプロフェッショナルを目指す人材、及び音楽を深く愛し、自己の研鑽に意欲的である人材。 （２）主体的に学ぶ姿勢を持ち、世界の様々な地域、民族、時代の音楽を受容し、理解しようとする人材。 （３）仲間とともに 数多くの演奏会・公演の企画・運営・実施に参加し、実践を通して実社会への適応力、問題解決力、コミュニケーション能力を習得しようとする人材。 （４）音楽に対する強い情熱と感動を持ち、指導者として必要な知識・技術・人間性を身につけようとする人材。

作曲コース	作品を書く基礎となる、和声学を始めとした正格な各種書法の訓練を根気強く続けることの出来る学習意欲、かつ創造性に根ざした創作意欲のある人材。
音楽・音響デザインコース	現代のミュージック・シーンにおける作曲、編曲、録音、映像演出など音楽制作に関わる分野に深い関心を持ち、ミュージッククリエイターとして、必要な知識と技術の習得に強い意欲を持って取り組む事が出来る人材。
ピアノコース	基礎的な演奏技術を有し、数あるピアノ作品に対し深い探究心を持つ者で、本学の幅広い音楽環境にて研鑽を積み、更なる技術の向上を目指し、演奏、教育の面で社会に貢献できるようになりたいという熱意と夢を持つ人材。

電子オルガンコース	基礎的な演奏能力と即興能力を有し、クラシックからポピュラーまで幅広いジャンルに興味を持ち、演奏技術と音楽理論の高度な専門性と、音楽表現の可能性についての幅広い視野とスキルを身に付けることを目指す人材。
管楽器コース	基礎的な演奏能力を有し、より高度な演奏技術や知識、教養に対し深い探究心を持っている者で、ソロ演奏へ取り組むのはもちろん、吹奏楽・オーケストラ・室内楽等、合奏においても実践的な合奏技術の習得に意欲的に取り組み、プロ演奏家や指導者として活躍する夢と希望を持った人材。
弦楽器コース	基礎的な演奏能力を有し、レッスンや、弦楽合奏・オーケストラ・室内楽等の合奏授業を通し、各楽器のより高度な奏法・知識そして、音楽家としての教養を深めることに意欲を持って取り組むことが出来る人材。
打楽器コース	基礎的な演奏能力を有し、高度な演奏技術を身につけることや知識、教養を深めることに意欲があり、吹奏楽・オーケストラ・室内楽等、合奏を経験し、アンサンブルの技術の習得に意欲を持って取り組むことが出来る人材。
ジャズ&アメリカンミュージックコース	アメリカンミュージック全般において、ジャズを習得しながら自分本来の個性と自由な音楽を発展させるという意志を持ち、演奏能力や幅広い音楽性を身につけたいという希望を持った人材。
ロック＆ポップスコース	基礎的な演奏能力を有し、周りとの協調性を保ちつつミュージシャンに必要な個性をアピール出来る者で、様々なジャンルの音楽や楽器（パート）の知識、経験の習得に積極的に取り組むことが出来る人材。
現代邦楽コース	邦楽に関する基礎的な知識と演奏能力を有し、日本の伝統音楽を通じて積極的に社会と関わり、音楽文化の発展に貢献しうる演奏家や教育者を目指す人材。
声楽コース	基礎的な知識と歌唱力を有し、声楽を中心とした音楽芸術に興味を持つ者で、表現力や技術力を磨き、将来、演奏家、合唱指導者や教育者として、我が国のみならず国際的なレベルでも活躍し、広く社会に貢献することを目指す人材。
ミュージカルコース	ミュージカルを中心とした舞台芸術に関心を持ち、舞台人として必要な資質と可能性を持つ者で、将来幅広く世界で通用するプロフェッショナルなミュージカル俳優を目指す人材。

音楽教育コース	中学校・高等学校の音楽教員、その他、学校教育や生涯学習及び周辺業界に深い関心を持ち、音楽を通じた教育活動やコミュニケーション活動の企画や実践を推進するための知識や技術の修得に、強い意欲を持って取り組むことができる人材。
バレエコース	バレエを中心とした舞台芸術に関心を持ち、舞台人として必要な資質と可能性を持つ者で、将来幅広く世界で通用するプロフェッショナルなダンサーを目指す人材。
ダンスコース	ダンスを中心とした舞台芸術に関心を持ち、舞台人として必要な資質と可能性を持つ者で、将来幅広く世界で通用するプロフェッショナルなダンサーを目指す人材。
ワールドミュージックコース	基礎的な演奏能力を有し、より高度な演奏技術、表現力の習得へ向けて研鑽を積み、新たな音楽の可能性を探究することができる人材。
声優アニメソングコース	アニメーションを中心とする日本独自の芸術文化に興味を持ち、声優アニメソングのアーティストとして活躍するために、「音声」を軸とした表現力の獲得に強い意欲を持って取り組む事ができる人材。
音楽環境創造コース	舞台芸術における音響、照明、配信、舞台監督、スタッフワーク、マネージメントなど制作に関わる分野に強い関心を持ち、新しいテクノロジーに柔軟に対応できる舞台人として、音楽を中心とした文化芸術の環境創造を志す人材。
メディアアーツコース	現代の映像コンテンツ制作に深い関心があり、映像・音楽クリエイターとして必要な知識と技術の修得に意欲を持ち、長期にわたる制作業務に真摯に取り組む事が出来る人材。

（入試区分と選考方針）

第３条　各入試区分の選考方針を次のとおり定める。

入試区分	選考方法
総合型選抜	本学を専願とし、建学の精神、目的、人材養成及び教育研究上の目的を充分理解し深く共感する者を対象とする。大学教育を受けるために必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的な学び」を適切に判断するために、実技試験、学力試験、自己アピール形式で行う面接による審査を、場合によっては複数回行い、調査書・入学希望理由書の活用も含めて、一般選抜では判断しがたい受験生の能力や意欲、将来性などを、総合的に審査・評価す

	る。
学校推薦型選抜（指定校）	本学を専願とし、建学の精神、目的、人材養成及び教育研究上の目的に共感する者で、高校時の学業成績等について本学が定めた基準を満たし、かつ学校長から推薦された者を対象とする。 大学教育を受けるために必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的な学び」を適切に判断するために、実技試験、面接及び出願書類（調査書・推薦書等）により審査・評価し、本学が指定した高等学校との信頼関係を基本として、総合的に選考する。
一般選抜	本学の建学の精神、目的、人材養成及び教育研究上の目的を理解する者を広く対象とする。 実技試験、学力試験を通して、大学教育を受けるために必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的な学び」及び本学での学習に必要な基礎的な音楽的能力と知識を測定し、面接、出願書類（調査書・入学希望理由書等）も含めて総合的に選考する。
総合型選抜（プレカレッジ）	本学を専願とし、受験ステーション“クロスアーツ”から推薦された者で本学の建学の精神、目的、人材養成及び教育研究上の目的に共感する者を対象とする。 大学教育を受けるために必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的な学び」を適切に判断するために、面接と出願書類（調査書・推薦書等）により審査・評価し、総合的に選考する。
外国人留学生入学試験	本学を専願とし、建学の精神、目的、人材養成及び教育研究上の目的を充分理解し深く共感する者で、本学が指定する学校等から推薦された者のうち、世界の様々な人々と言語・文化の違いを乗り越え、積極的にコミュニケーションを取ろうとする意欲と、大学教育を受けるために必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的な学び」を事前の出願資格審査で確認できた外国人留学生を対象とする。 出願書類により審査・評価し、総合的に選考する。

（事務の所管）

第４条　この規程に関する事務は、入試センターが所管する。

（規程の改廃）

第５条　この規程の改廃は、教授会の審議に基づき、学長が決定する。

附則

１　この規程は、平成２２年４月１日から施行する。
２　この規程の改正は、平成２３年４月１日から施行する。
３　この規程の改正は、平成２４年４月１日から施行する。
４　この規程の改正は、平成２４年５月１０日から施行する。
５　この規程の改正は、平成２４年７月１２日から施行する。
６　この規程の改正は、平成２５年４月１１日から施行する。
７　この規程の改正は、平成２６年４月１日から施行する。
８　この規程の改正は、平成２６年６月１２日から施行する。
９　この規程の改正は、平成２７年４月１日から施行する。
１０　この規程の改正は、平成２７年７月９日から施行する。
１１　この規程の改正は、平成２９年４月１日から施行する。
１２　この規程の改正は、平成３１年４月１日から施行する。
１３　この規程の改正は、令和２年４月１日から施行する。
１４　この規程の改正は、令和４年６月２日から施行する。
１５　この規程の改正は、令和５年４月１日から施行する。
１６　この規程の改正は、令和６年４月１日から施行する。
１７　この規程の改正は、令和７年４月１日から施行する。